

1. 測量に関する担当者会議の目的

測量に関する担当者会議は、県及び市町村の測量に関する窓口部署の職員及び公共測量に携わる職員などを対象として開催し、公共測量の手続き執行の徹底及び測量と地理空間情報について情報の共有を図り、必要な議論を行うことを目的とします。

また、中部地方測量部の今年度の体制を示し、測量に関する各種事項の問い合わせ等を容易に行っていただくことで、円滑に相互コミュニケーションを図ることを目的とします。

2. 公共測量に関する諸手続き

(1) 公共測量を実施する場合の諸手続き

公共測量を実施する場合には、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく諸手続きが必要です。（冊子「公共測量の手引き」、以下「手引き」という。）

（資料 1）

<公共測量実施前>

- ・「公共測量の実施の通知」（第 14 条第 1 項）

- 1) 「作業規程の承認」（第 33 条）
- 2) 「実施計画書の提出」（第 36 条） → 付図を添付する
- 3) 「測量標・測量成果の使用承認申請」（第 26 条・第 30 条）
- 4) 「製品仕様書」（作業規程の定めによる）



技術的助言

<公共測量終了時>

- ・「公共測量の実施及び終了の通知」（第 14 条第 2 項）

- 1) 「測量成果の提出」（第 40 条） → 電納 CD-R 等
- 2) 「測量成果検定証明書、検定記録書」（作業規程の定めに基づき検定を受けた場合）
- 3) 「品質評価表」（作業規程の定めによる）



審査書

<その他必要に応じて>

- ・「測量標の設置（通知）」（第 37 条）
（別紙として「測量標設置位置通知書」）
- ・「測量標の移転・撤去及び廃棄について」（第 37 条）
（別紙として「測量標新旧位置明細書」）
- ・「測量標・測量成果の使用承認申請」（第 26 条・第 30 条）（単独で）
- ・「測量成果・測量記録の謄本交付申請書」
（第 27 条、第 28 条、第 42 条、第 45 条）
- ・「測量成果の複製承認申請書」（第 29 条）

- ・「測量標移転請求書」（第 24 条） → 手引きは国家基準点の場合を記載
- (2) 公共測量の手續に必要な申請書等の作成支援サイトを開設しています。このサイトを利用することにより、各種申請書類の作成が簡易に行えます。
- なお、このサイトは電子申請を行うためのものではありません。申請時には、サイトにて作成した申請書を印刷し、押印した上で提出して下さい。（「手引き」）
- (3) 公共測量作業規程の整備状況
- 中部地方測量部管内（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）では、全ての県市町村の公共測量作業規程が、測量法第 34 条に規定する国土交通大臣が定めた「作業規程の準則」を準用したものに更新されています。
- なお、土地区画整理及び土地改良等を実施する際には、必要に応じて、各作業規程の新規、変更及び廃棄の申請をして下さい。（「手引き」）
- (4) 公共測量に関する情報の入手
- 公共測量に関する情報は、「国土地理院HP－公共測量」にて提供しています。上記(1)～(3)及びその他の関連事項についても参照して下さい。作業規程の承認番号等を含む関連情報もデータベース化しており、検索が可能です。（「手引き」）

3. 地籍調査等の既知点として基準点を使用する場合の手續き

地籍調査に関する測量を行う際、既知点として基本基準点を使用する場合、他の公共測量と同様に測量標及び測量成果の使用承認申請（測量法第 26 条・30 条）を行う必要があります。また、公共基準点を使用する場合も同様に、その測量標を管理する測量計画機関から測量標及び測量成果の使用について承認を受ける必要があります。

その他の手續きは、測量法第 2 条の解釈による国土調査法の手續きに則ります。

また、今年度から地籍図根三角測量及び地籍図根多角測量において、選点における網構成の適切性について、認証者の指導に加えて当院へも意見を求めることができるようになりました。詳しくは地籍調査担当者への説明会等で説明されますが、これはあくまでもアドバイスであり、測量法第 36 条で規定されている国土地理院の長から発出される技術的助言ではないことを申し添えます。（資料 2）

4. 測量成果の改定

- (1) 三角点及び電子基準点の標高成果改定（平成 26 年 4 月 1 日）

三角点及び電子基準点の標高成果を、水準点の標高成果に整合した体系とするため、三角点の標高成果を改定しました。また、標高成果改定に併せて、これまでに実施した公共測量の標高成果改定を支援するための標高補正パラメータや標高成果

計算サイトを公開しました。詳細は、議事2)にて説明します。

1) 公共測量の手続き

三角点標高成果改定に伴い、既設公共基準点の標高成果の改定を行う際には、公共測量の手続きが必要です。

2) 標高成果改定の対応及び確認状況の記載

標高成果改定の対応及び確認状況を、資料3のとおり成果表及び点の記の備考欄に記載して下さい。

	既知点の標高成果改定済み	既知点の標高成果確認済み
新点※	「平成26年4月1日 標高改定 <u>対応済</u> 」	「平成26年4月1日 標高改定 <u>確認済</u> 」
既知点	「平成26年4月1日 標高改定 <u>対応済</u> 」	「平成26年4月1日 標高改定 <u>確認済</u> 」

※ 標高成果の改定を行った、又は行った点を既知点として成果を算出した場合は、「対応」と記載し、改定を行っていない、又は行っていない点を既知点として成果を算出した場合は「確認」と記載する。なお、標高改定対応済みと標高改定確認済みの既知点を混在して新点を設置した場合、「標高改定対応済み」と記載してください。その他、標高改定についてどのように記載するのか不明な場合は、国土地理院までお問い合わせください。

(2) 岐阜県内の基準点の水平位置（緯度経度及びXY）成果

東北地方太平洋沖地震に伴い、岐阜県内の基本基準点位置成果の改正を行いました。電子基準点は、平成23年5月31日に、その他の基準点については、平成23年10月31日に新たな成果を使用することとしました。これは、単純な成果値の変更ではなく日本の測量の位置の基準が変わったことに起因します。このため、岐阜県内の公共基準点のうち、基準点成果等閲覧サービスにて【要座標補正】と点名に記載がある場合には、公共測量の手続きによる座標補正を行う必要があります。（基準点成果等閲覧サービスについては資料4参照）

(3) 測量の基準の記載

1) 成果表

東北地方太平洋沖地震に伴う測量法施行令の改正（平成23年10月21日）により日本の測量の位置の基準が、「測地成果2000（JGD2000）」から「測地成果2011（JGD2011）」へ変わりました。以降、測量法に基づく測量を行う際には「測地成果2011（JGD2011）」の使用が必須となっています。また、作成した成果表に「測地成果2011（JGD2011）」と記載して下さい。（資料3）

2) 製品仕様書及びメタデータ

製品仕様書の空間参照系にも1)と同様に「JGD2011」と記載して下さい。ま

た、公共測量成果と共に作成するメタデータの座標系についても、同様に「JGD2011」と記載して下さい。

5. 「日本のジオイド 2011」(Ver.1)を公開(平成26年4月1日)

従来のジオイド・モデルより精度の良いジオイド・モデルを「日本のジオイド 2011」(Ver.1)としてウェブサイトで公開しました。

平成26年4月1日以降に実施する各種公共測量等でジオイド高が必要な場合(測量計算及び成果表作成時等)は、「日本のジオイド 2011」(Ver.1)を使用して下さい。なお、複数年にまたがる長期的な公共測量などで旧ジオイド・モデル(日本のジオイド2000)を使用し続けたい場合は、国土地理院まで御相談ください。こちら、議事2)にて説明します。(資料5)

6. 2015年度版地殻変動補正パラメータ(平成27年4月1日)

「2015年度版地殻変動補正パラメータ」を公開しました。電子基準点のみを既知点とした基準点測量等を実施する際には必ず適用して下さい。こちら、議事2)にて説明します。(資料6)

7. 公共測量における作業マニュアルの改正(平成26年4月1日)

国土地理院では、測量業務の効率化を図るために平成24年11月にスマート・サーベイ・プロジェクト(SSP)を立ち上げ、外部有識者等からなる検討委員会での検討を経て、二つの公共測量作業マニュアルを策定しました。こちら、議事2)にて説明します。(リーフレット)

(1) GNSS測量による標高の測量マニュアル

・既知点に水準測量による標高取り付けを行った電子基準点または水準点と、高精度なジオイド・モデル「日本のジオイド 2011」(Ver.1)を使用することで、GNSS測量による3級水準測量が実施できるようになりました。

(2) 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル

・これまで1級基準点測量のみで認められていた、電子基準点のみを既知点とした基準点測量を、2級基準点測量でも適用できるようになりました。
・上記の手法で設置した2級基準点のみを既知点として使用した場合について、4級基準点測量の路線長等の規定を緩和しました。

8. 公共基準点の維持管理

公共測量によって設置した基準点(永久標識)は、測量法に基づき、測量計画機関が適切に管理する必要があります。その際に、提出が必要な各種書類及び留意すべき事項について説明します。

- ・測量標の設置（測量標設置位置通知書）（「手引き」）
- ・測量標の移転・撤去及び廃棄について（測量標新旧位置明細書）（「手引き」）
- ・街区基準点の廃棄、復旧（移転）及び復元等（資料7）

9. 空中写真のダウンロード（地図・空中写真閲覧サービス）

地図・空中写真閲覧サービスより空中写真データのダウンロードが可能です。解像度は400dpiです。ダウンロードしたデータは出典明示のみで二次利用が可能です。ダウンロードにはID及びPASSが必要です（HPにて自動で付与しています）。（資料4）

10. 基本測量成果の成果表出力（基準点成果等閲覧サービス）

基準点成果等閲覧サービスより国土地理院が実施した基本測量による基本基準点の成果表の出力が可能です。出力した成果表は公共測量を実施する際の既知点成果として利用可能です。

なお、点の記は閲覧のみ可能です。（資料4）

11. その他

(1) 測量成果ワンストップサービス

基本測量標識の使用及び基本測量成果の複製・使用承認申請をインターネット上に設けた窓口において受理するとともに、承認事務を行っています。この手続きは、インターネット及び電子メールのみで全ての手続きが完了します。

また、公共測量成果については、受理した後、承認事務を行う測量計画機関（登録済みの機関に限る）に振り分け、承認事務の効率化を図っています。（資料8）

(2) 中部地方測量部メールニュース

中部地方測量部では平成25年1月よりメールニュースを発行し、測量に関する情報提供及び共有を図っています。現在は、管内4県及び全市町村等へ配信を行っています。平成26年度も、隔月を基本に様々な情報を発信していく予定です。

また、メールニュースには防災関連情報を随時掲載していますが、現在、メールニュースの配信先は公共測量関連窓口が中心ですので、防災関連部署への情報提供もお願いします。防災関連部署から追加のアドレス登録を行っていただいても結構です。（資料9）

(3) 測量に関する普及・啓発

中部地方測量部では、測量に関する各種事項に関する普及・啓発及び地理空間

情報の利活用の推進に日々取り組んでいます。各縣市町村での各種会議等に出向き説明等を行うことも可能ですので、必要な際には相談して下さい。また、中部地方測量部において保有する各種資料（白パン等）についても、数に限りはありますが提供が可能ですので併せて相談して下さい。

12. 国土地理院 HP の各コンテンツ

- ・ 公共測量
国土地理院 HP トップ → 公共測量
- ・ 地理院地図・地理院地図 3D
国土地理院 HP トップ → 地理院地図 → 機能メニュー → 3D

- ・ 三角点の標高成果改定について
<http://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyokorev-top.html>
- ・ 標高成果改定に関する公共測量成果への対応について
<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/hyoukoukaitei/index.html>
- ・ 基準点の標高成果改定におけるパラメータ補正計算方法
<http://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyokorev-calc.html>
- ・ セミダイナミック補正（2014 年度版地殻変動補正パラメータ）
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/semidyna/>
- ・ スマート・サーベイ・プロジェクト
<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/ssp/index.html>
- ・ 便利なプログラム・データ
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/program.html>
- ・ 基準点成果等閲覧サービス
<http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/>
- ・ 地図・空中写真閲覧サービス（空中写真のダウンロード）
<http://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyokorev-top.html>

13. 旧版地図閲覧サイト（専用サイト）

旧版地図閲覧サイトにて閲覧が可能です。ID 及び PASS が必要です。

(1) ID 及び PASS の取得は、

国土地理院地理空間情報部連携調整推進官 福島 (gsi-gpteam@ml.mlit.go.jp) へ連絡して下さい。

(2) 閲覧以外の利用についての問い合わせは、

地理空間情報部ライブラリー班 勝田・中田 (gsi-gli@ml.mlit.go.jp) へ連絡して下さい。

※ なお、本サイトで提供する旧版地図は貴団体限りの取扱いとし、第三者に提供することを禁止します。

※ 詳細については、議事 3) にて説明します。

=====
=====

13. 問い合わせ先

・ 公共測量及びその他の測量に関する事項：

中部地方測量部測量課調査係長 橋本栄治

TEL 052-961-5664 Mail hashimoto-e96kv@mlit.go.jp

・ 地理空間情報に関する事項：

中部地方測量部地理空間情報管理官 伊東欣英

TEL 052-961-5643 Mail itoh-y96pk@mlit.go.jp

=====
=====